

# 地域の防災力を高めましょう！

大規模な自然災害が多発している近年、48の行政区で自主防災組織が設立され、地域の防災力向上に対する気運の醸成が高まってきました。

町では、地域の皆さんが非常時において、お互いに協力し、自ら積極的に防災活動ができるよう2つの新たな補助制度を創設しました。更なる防災力の向上を図るため、ご活用ください。

## 1 自主防災組織に対する補助



### ①自主防災組織を新たに設立した場合の防災資機材の購入費用

区分	補助額
50世帯未満	200,000円
50世帯以上100世帯未満	250,000円
100世帯以上150世帯未満	300,000円
150世帯以上	350,000円

※1団体につき、1回限りとなります。

### ②自主防災活動の実施に要する費用

補助額	内容
20,000円または活動費の2分の1の額のいずれか低い額	防災・減災に係る啓発活動費、防災訓練に係る経費など

### ③防災資機材の更新、修繕などに要する費用

補助額	内容
50,000円または事業費の3分の2の額のいずれか低い額	LEDライト、ヘルメット、防災資機材等収納棚、石油ストーブなど

## 2 「防災士」の資格取得費用に対する補助

### 防災士とは？

社会のさまざまな場で防災力を高める活動をし、そのために十分な意識・知識・技能を習得したことを日本防災士機構が認証した人です。



### 資格取得から活動までの流れ

研修講座受講 ⇒ 試験 ⇒ 合格 ⇒ 救急救命講習受講 ⇒ 登録申請 ⇒ 活動

### 防災士になったら

防災士の役割は、大きく2つに分かれます。

平常時	地域防災の担い手として、家庭や職場などにおける非常時への備えを積極的に推進するほか、町が主催する防災訓練その他町が実施する安全・安心なまちづくりへの参加・協力を行う。
災害時	自らの安全は自らが守る意識を基本とし、その場その場での防災リーダーとして、避難誘導、初期消火、町への被害状況の報告などを行う。

### 補助金額

1人につき61,900円または実際の資格取得費用のいずれか低い額。

※補助金の交付は、試験の合格にかかわらず、1人につき1回限りとなります。

### 補助の対象となる費用

1 研修講座の受講料、 2 試験の受験料、 3 教本代、 4 資格認証の登録料

※事業の詳細や交付申請書などの書類については、総務課危機対策係（☎46-1376）までお問い合わせください。



## 毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～6月11日は「危険箇所を確認する日」です～

土砂災害防止月間および危険物安全週間にあたり、危険箇所および危険物の保管状況の確認を実施しましょう。

### 周辺の土砂災害危険箇所や危険物の保管状況を確認する習慣を心がけましょう。

毎年各地で土石流・地すべり・がけ崩れなどの土砂災害が多発し、人命・財産に甚大な被害を及ぼしています。東日本大震災によって、地下の深いところまで地盤が緩んでいます。これから梅雨や台風などで、土砂災害が多発する時期に入りますので、近くの危険箇所を確認したり、自宅、職場およびよく行く場所が「土砂災害危険箇所」に該当していないか防災マップを活用して、家族、職場で話し合いの場を持ちましょう。また、身近にある危険物についても保管場所や保管状況について確認する習慣をつけましょう。



### 町の情報伝達について

町では、土砂災害警戒情報その他の防災気象情報などに基づき、避難に関する情報を発令することとしています。皆様への情報提供は、防災行政無線、緊急速報メール、登録制防災メールなどを利用して、迅速にお知らせします。

### 避難する時の注意事項

災害時は、町の指定避難所・指定緊急避難場所および安全な親戚、知人宅などに避難して下さい。町の指定避難所・指定緊急避難場所への避難が困難な時は、緊急の策として、近くの丈夫な建物の2階以上に避難するか、それも難しい場合は家の中でより安全な場所（がけから離れた部屋）に避難しましょう。

### 土砂災害から身を守る3つのポイント

- 住んでいる場所が「土砂災害警戒区域」に該当していないか防災マップを活用して確認しましょう。
  - 雨が降り出したら土砂災害に関する情報（特に大雨警報（土砂災害）および土砂災害警戒情報）に注意しましょう。
  - 大雨警報（土砂災害）が発表されたら「土砂災害警戒区域」などにお住まいの高齢者、お身体の不自由な人は、早めに避難しましょう。
- ※指定避難所や指定緊急避難場所に行くだけでなく、自宅の1階から2階への移動または崖から離れた部屋に移動するのも「避難」です。



☎ 総務課危機対策係 ☎46-1376

## 児童手当・特例給付 現況届の提出を忘れずお願いします！

現在受給している「児童手当・特別給付」を引き続き受給するためには、6月中に現況届を提出する必要があります。現況届の提出がないと、6月分以降の手当を受給できなくなりますので、ご注意ください。

対象者には、個別に通知をお送りしますので、内容をお確かめのうえ、忘れずにご提出ください。

**提出方法** 新型コロナウイルス感染予防対策のため、今年度も固定会場での集中受付は行いません。返信用封筒での郵送もしくは窓口（総合ケアセンター内：保健福祉課子育て支援係）への持参により、期限内の提出をお願いします。

**提出期限** 6月30日（水）

☎ 保健福祉課子育て支援係 ☎46-1402